

第1回行政改革推進委員会 会議要約

日 時 平成20年9月18日(木) 午後1時30分～午後3時20分
会 場 村上市役所 5階第4会議室
出席者 行政改革推進委員 8名(欠席2名)
市長、企画部長、政策推進課長、同課員2名

(午後1:30 開会)

1. 開 会

2. 市長あいさつ

市長

皆様方には行政改革推進委員を引き受けていただき、心から感謝申し上げます。

この委員会は、簡素にして効率的な市政の実現に関する事項を調査及び審議していただくための諮問機関であります。

本日お集まりいただきましたのは、このたびの改革が、合併直後の非常に大規模な改革となるため、行政改革大綱策定の作業に入る前に、その方向性について諮問させていただきたいと考えたからです。

このたび市でまとめました「行政改革の推進に向けて 基本方針」は、その根幹をなすものでありますので、どうか忌憚のないご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

3. 委嘱状交付

4. 自己紹介

5. 会長及び会長代行選出

会長の選出方法について諮ったところ、事務局案があればとの声があり、事務局案として小川勲氏を提案し、全会一致で決定されました。

会長

この新市は、5つの市町村が合併したわけですので、いろいろな課題があることは当然だと思います。その課題を解決して行って、市民の皆さんが住んでよかった、ずっと住んでいたいと言えるような市を作っていくために、この行政改革推進委員会が力になればいいと思っております。

幸い、ここにいる委員の皆さんは様々な分野でご活躍をされている方々です。どうか、それぞれの経験と立場を踏まえて、計画が絵に描いた餅にならないよう、活発に忌憚のない意見を出していただいて、この会を実効性のある会にしていけるようお願い申し上げます。

会長の指名により、横井昌平氏が会長代行に全会一致で決定されました。

会長代行

精一杯会長を補佐し、務めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

会 長 小 川 勲 氏

会長代行 横井 昌平 氏

6．行政改革の概要について説明

事務局から、行政改革の概要、現在の職員体制、今後のスケジュール等について説明

質疑応答

質疑なし

7．行政改革基本方針諮問

市長から会長へ「行政改革の推進に向けて 基本方針」を諮問

事務局から、「行政改革の推進に向けて 基本方針」について説明

8．議事

(1) 行政改革基本方針審議

委員

適正な職員数ということについて、先ほどの説明によると退職の3割しか補充しない、その結果として概ね人口100人に対して1人の職員になるという話だったと思いますが、人口100人に対して1人の職員ということが、これからの市を運営していくなかで適正な人数なのかどうかということについて、お聞かせください。

市長

だいたい人口100人に対して職員1人というのが、標準的な自治体の職員数ということであります。その中で十分なサービスができるような自治体づくりをしていく必要があるということでございますが、これが村上市として妥当かどうかということに関しましては、これから話し合っていかなければいけません。しかしながら、合併時に市民の皆さんに3割補充の考え方でやっていきますということを確認事項としてお約束してありますので、100人に1人という体制で住民サービスを低下させないための組織を作ることも必要だと考えております。

事務局

人口100人に職員1人という考え方につきましては、総務省または財務省から標準的な自治体の物差しとして示されるのが、だいたいこの人口100人に職員1人というかたちで出てきます。それをもとに、3割補充という考え方を分かりやすく表現をしたつもりです。

ただ、総務省では、その物差しを村上市のような面積の広い自治体も、コンパクトな自治体も人口だけを見て、一律でいいのかという議論がありまして、今年の暮れまでに新たな指針を検討しようという段階になっているというのも、現状です。

ただし、そうであっても目指すべき職員数というのはしっかりと定めたいということにいたしました。

委員

将来、職員を700人でということのようですが、現在の組織・機構や配置職員の実態が分かりませんので、これから議論していくために資料等の情報提供をお願いします。

市長

その通りだと思いますので、今日中に組織等の資料は用意いたします。

委員

今の話を聞いていると、人口100人に対して職員1人という結論があって、そこに向かっていくかのような説明ですけども、それは逆だと思います。

たとえ類似団体の平均がそうであっても、地域もあるし、職員の年齢構成もあります。職員構成のグラフを見ても、保育士も消防職もどんどん退職していきます。保育園に保育士がいない、火災が起きたときに消防士がいない、という訳にはいかないのだから、そうすると3割しか補充しないそのほとんどがそこにいき、事務職が少なくなる。100人に1人という結論があるなら、そのシミュレーションを出してもらわないといけない。合併の際に議論してきているわけですから、どういうシミュレーションで議論し、100人に1人という結論で合併に至ったのかという資料を出してもらわないといけない。

なぜ行政改革を行うかという住民福祉の向上な訳です。住民福祉の向上のために行政改革という手段があるわけで、行政改革が目的ではないのです。

市として職員や組織・機構について、村上市が8年後にどうしていくかということ議論したはずですので、そのプロセスを示してもらわないと判断ができない。補助金についても、原則論は分かりましたが、じゃあ運営費補助であれば福祉についても全部削るのか、産業部門などと同じ土俵で議論していくのか、そういったことであれば全部の補助金について拾い出しをして公表してもらわないといけない。そういう資料を示してもらって、説明をしてもらってからでないと、こういう方針でいきますと言われるてもなかなか賛同できないです。

まずは村上市として平成28年に向かって、職員はこうしていきます、組織はこうしていきます、補助金についてはこうしていきます、その目標に向かってはこうしていきますというそのプロセスを示していただくということが、一番先だと思います。

事務局

ご意見につきましては、ごもっともだと思います。

まず、先ほどの説明の中でひとつ整理していただきたいのが、今回、諮問を一度ではなく、3回に分けて諮問したいと申し上げました。ですので、必要な資料提供はいたしますが、今回は行政改革について、この方向で進んでいいかということをお諮りしていただき、委員が言われているような具体的な方針等につきましては、今後、行政改革大綱および実施計画の中で、お諮りしたいと考えておりました。

具体的な計画が全部出来てから委員会に諮るのではなく、まずは、この方向で考えていいかということをお諮りしたということでご理解いただければと思います。

確かに委員が言われるように、職員数という目標ありきで、どの道を登っていくかを探るのでなく、一番良い道を選んでいって、皆で登っていかなければ行政改革の意味がないというのは、その通りだと思います。

ただ残念ながら、今回の合併では、合併後はこれをしていくから、今から組織をこうしていくという細かい積み上げというのはしておりませんでした。その中で、合併の際に市民の皆さんにお示したものは、職員については3割補充でやっていって、その分を市民の皆さんに還元していくということで、その細かい手法については、合併の時点ではなかったというのが正直なところです。

ですので、手法と目的が逆じゃないと言われるのも当然だと思いますが、お恥ずかしい話ですが、この目標に対して、こういうベースで考えていますということを示せないものがあるというのが現状であります。

職員を削減していくという考え方の中には、正規職員だけでなく、約390人います臨時職員についても同じように考えていかなければいけません。その手法としては、協働のまちづくり、指定管理者制度での施設管理など様々な方法を検討していって、市民の皆さんにお約束しました3割補充という方針でやっていこうということで、我々としても不退職の決意で取り組んでいこうと考えております。

会長

それでは、委員が言われました具体的な計画や、その根拠となる資料等につきましては、次の諮問の際に示されるということによろしいですか。

事務局

行政改革大綱を諮問する際には、大綱に盛り込んでいるものにつきましては、そこでご議論いただきますし、具体的に何年に何をやるかということにつきましては、来年度中に作成いたします実施計画の段階で示してご議論いただくことになろうかと考えております。

委員

具体的な計画を作っていかなければいけないと思います。例えば消防署については無くすわけにはいかないわけです。その中で、必要人数として消防車で4人出動して、救急車で2人が出動できるようにするといった定員というものがあるわけです。保育園についても施設の数を含めた必要人数というのがあるわけですから、まずはそういったところから、きちんとしたシミュレーションをしていかなければいけないと思います。足りない分を臨時職員で対応するにしても、今年は100人足りないから100人臨時職員で対応しますといったこともきちんとしておく必要があると思います。

今、世の中ではニートと呼ばれる人たちが問題になってきていますが、村上市が今、臨時職員が390人いるといった中で、そういった不安定な雇用を続けていっていいものか、正規職員を採用するのであればお金がかかるから、財政的な面で臨時職員で対応していくという方針であれば、それはそれで村上市としてはこういった方針で考えていますということを示してもらって、私たちに諮問していただければいいわけですので、基本的な方針、考え方を示してもらってからでないと、目標だけ説明されて、委員会でご答申を受けましたと言われても、私たちとしても困りますので、きちんとした方針、シミュレーションを出していただきたい。

事務局

その通りだと思います。これから正規職員を10年間で700人近くに減らしていこうとする中で、今まで通りのことを単純にやっていっては、当然、その分臨時職員が増えるということになりますが、私どもとしてもそれは違うのだと思います。新しい地方自治のあり方を村上市として考えていく、そのために地域との協力体制であるとか、新しい手法を考えていきます。

それから、保育園についても現在多くの保育士の臨時職員がいますが、正職員が減って行って、その分を今の体制のまま臨時職員で対応しようとしても、雇用の確保はできません。単純に今の体制のまま時給800円とかで臨時職員を集めようとしても集まりませんし、体制としてもそのまま良いわけではないだろうということで、体制についても考えて、職員を減らしていく計画を立てていかなければならないということで、現在、下準備をして検討を進めているところです。

ただ、今回提案したものは、あくまで具体的な計画でなく、これからこの方向で考えていくつもりだが、それで良いかというところで、今後もう少しに分けて提案していきます最も基本となる3つの方針について、諮問したということで、当然具体的な計画等は今後作り上げていきます。

市長

今消防署の話が出ましたが、今後は当然、統合も考えておりますし、現在関川村と一緒にやっていますが、そのあり方についても検討していかなければいけない。今後、保育園等を含め順次計画を作成し、皆さんにお示しすることになっていきます。

会長

今お話りましたが、事務局には具体的な数値目標等、現時点で可能な限り資料提供をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

せっかく委員として集まっているわけですので、新市の予算書であるとか例規集なども資料として用意していただきたい。村上市がどこに向かっていこうとしているかということ判断するためにも、このままでは資料が足りない。今9月議会で決算審査が進んでいると思いますが、それについても結論が出た時点で公表していただいて、そういった資料をもとにこれから検討していく必要があると思いますので、それも併せてお願いしたいと思います。

事務局

新市の予算書につきましては、配慮が足りませんでしたので、用意することは可能だと思いますが、各市町村の決算書については、膨大な量になりますし、部数も限られていますので、数字を要約した形でご提示することになります。

委員

ひとつ気になっていることがあります。この地域がこれから衰退していくわけです。そのために様々な手をこれから打つということですが、今7万人の人口がもしかしたら5万人になるかもしれない、極端に言えば2万人になるかもしれない。そうなったときに人口100人に1人ということであれば、職員が多すぎるかもしれない。

やはり若年層が働きやすいまち、残りやすい地域、あるいはIターン・Uターンが可能な地域、または経済活動が盛んな地域、そういったことについても何かしら考えていけるようにしていきたいので、そういったことを討論できる場を作っていただきたい。

事務局

合併したばかりということで非常に分かりにくいことかと思いますが、今委員が言われたことは基本的には総合計画の中に盛り込みます。

先ほど行政改革について、8年間の計画を策定するという話をいたしました。合併の際の基本計画は10年間の計画でしたので、ずれてきます。なぜ8年間の計画としたかということ、今ほど話しました総合計画について、こちら8年間の計画といたしました。

今までの計画では、作るだけ作っておいて、ともするとその通りに進んでいかないといったことがありましたので、今回は常にその総合計画がないと仕事が回らないようなものを作っていきたいということで、行政改革の計画についても総合計画と併せて、8年間の計画といたしました。

総合計画の中では、委員言われましたような若者の定着する地域づくりなども考えていきますが、それを支える補助制度であったり、地域づくりといったことをこの行政改革の中で先行して取り組んでいきたいと考えていますので、総合計画についても、中身が見えてきましたら資料として提供いたします。

委員

補助金について、ここでいう補助金とはあくまで市単独の補助金という考えですか。国県の補助金に上乘せしているようなものについては今回は考えなくてよろしいということですか。

事務局

今回提案しましたのは、あくまで基本方針ということですので、すべての補助金がこのやり方で解決できるというものではありません。委員言われましたように、国の補助に市町村で10%足して支援していたとか、県の補助はあるが市では補助していないとか、いろいろな補助金があります。そういうものについて、これからこういう5つの方法で整理していきたいということです。

旧5市町村でそれぞれ行っていたものを急に変えるわけにはいきませんし、各地域で支援の内容も大きく違ってきます。それを、ひとつの物差しを置いてこれから整理していこうということですが、市民の皆さんに最も身近なことではないかということで、基本3方針として示しているものですので、ひとつひとつの補助金については、これから整理していくことになるかと思えます。

正直申し上げて、旧市町村では全体の補助金の基本方針というものがあまり無く、個別の補助金についての方針しか無かったものですので、それで、今回は市民の方でも、補助金の原則と言われれば分かっている、補助金を受けている団体はどれだということがわかるようなものを作っていく必要があるのではないかと考えております。

会長

補助金については、透明性というものが一番大事だと思うのですが、そうすると次の会議の時には交付基準ですとか制度が示されるのですが。

事務局

先ほど、具体的な計画については各改革部会で議論していくと説明しましたが、補助金につきましても、その改革部会の中で、具体的な交付基準や計画を作っていきます。

会長

村上市の補助金は何百位あるのですか。

事務局

平成20年度で149補助金あります。

予算では旧市町村で行っていた各補助金について、同じ名称ならひとつの補助金としてまとめていますので、これくらいです。なお、今のところ整理中ではありますが、補助総額については約8億円と想定しております。

委員

これからは、なんといっても地域の人たちと一緒にやっていかなければならない。これだけは、しっかりとした議論をしていかなければならないなと考えております。これから大雑把に100人に1人としている職員についても、地域力を高めることによって、もっと削減できる可能性もあるわけです。どう地域の人たちと一緒にまちづくりに取り組んでいけるかということが重要になってくるのではないかと私は考えております。

事務局

すでに合併しています自治体の中には、もう自治体だけでサービスをやっていくことは限界があるという言い方で、地域と一緒にやる仕組みを作っていかなければ駄目だとはっきり謳っているところもありますけれども、村上市としては、まずは合併時にお約束しました3割補充という考え方を最大限活用しながら、取り組んでいこうということで、基本方針の2ページ目では、各支所は地域の拠点とし位置

づけていくべきで、一緒になって地域の皆さんと地域づくりをしていかないと、これからの自治は駄目なのではないかというところを盛り込んだつもりです。それについては、大きな柱としてこれから検討して大事にしていきたいと思っておりますし、村上市としてどういう仕組みづくりが一番良いのか、行政でやるべきことと、地域にお願いしていくこととの住み分けについても、議論していく必要があると考えております。

何度も申し上げますが、今回はそういう方針でこれから議論していった良いかという段階でお話していることでありますので、具体的にはなかなか答えられない部分が多く恐縮ですが、そのことについては、盛り込んでいるつもりです。

市長

懸念されることとしましては、地域審議会についても現在活動しているわけですが、これから地域審議会とは必ず衝突していかなければならない。地域審議会の皆さんはやはり地域を一番に考えますので、行政改革の方針と一致しないことがどうしてもでてくる。その中で協働のまちづくりの仕組みづくりなどの内容について、ご理解していただくことも出てくるかと思えます。

これからは例えば、支所の空いているスペースを他の団体等に開放して、そこで一緒になって協働のまちづくりに取り組んでいくというようなことも、当然考えていく必要があります。

会長

地域審議会については、これから色々と活動していくと、支所も活性化していくのではないですか。支所も頑張って地域の人たちと一緒にやるんだということになってくれば、財政的なことはありますが活性化していくのではないのでしょうか。

委員

だからこそシミュレーションが必要になってくるのかなと、財政的なことも含めて納得していただくためには、やはり客観的な資料を示していくしかないと思います。

あと、これは提言ということになりますが、この基本指針の文面を読んでいくと減らしましょうというような後ろ向きなことしか書いていなくて、職員も少なくなり、組織も小さくなるなかで、地域と協働ということで、ある意味では地域に依存している。地域に頑張ってもらいたいという気持ちもあるんですけども、逆に職員の意識改革の部分が無い。減れば減るほど職員は頑張らなくてはいけないと思います。人によって出せる力は違うでしょうけども、自分の持てる中で頑張らなければいけない。そういった職員改革のところを進めなければいけないと思います。

職員改革として、前向きに職員一人ひとりが頑張ってもらうために、人材育成というものをどうやって進めていくかということも行政改革として必要なのではないかと。旧5市町村では新潟県と相互に職員を派遣するような制度がなかったわけですが、例えば中条などでは新潟県に職員を派遣して、県がいまどういう方向を向いているのか、どういう仕事をしているのかということも若い職員に勉強させていた。それがすべてということではないですが、そういったことがこれからの村上市には必要なのではないかと。思うのです。どういう形で実現できるかはわかりませんが、まずは人材育成をやっていただいてから地域との協働を、人材育成をした中で進んでいけばより良いものが出来ると思うので、その辺のところをどこかに組み込んでいただければ一歩進んだ行政改革になるのではないのでしょうか。

会長

私は、行政改革の中で一番難しいのは職員の意識改革だと思います。一人ひとりが理解して、やる気になって取り組むかどうかだと思います。

委員から人材育成という話がありましたけども、若いやる気のある人たちがそれぞれの課や部で提案するような機会があって、それぞれの能力を活かせるような、あるいは能力を開発できるようなことは、イメージしていますか。

事務局

委員言われることは、その通りだと思いますので、是非取り入れていきたいと思います。

繰り返しになりますが、今回の提案はあくまで基本方針ということでありまして、行革の中では職員の資質向上についても、当然取り上げていきますし、私どもとしても考えております。

6月5日に行政改革の組織を立ち上げるのと同時に、これから大きな行革の流れになっていくということで、職員から、行政に対する提言があるのであれば出してくれということで、すでに30近くの提言をいただいています。それについては、間髪いれずに各担当部局で検討してもらい、すぐにできるものについては、やってもらっているということです。小さなことではありますがそういったこともやっています。

また、旧村上市では合併前に人事考課制度を取り入れていました。それは、給与に響く人事評価ではなくて、委員が言われたような職員のレベルアップに繋がるものとして取り組んでいたものです。合併したことで現在中断していますが、内容につきましては、民間では当たり前のことではありますが、管理職とその下の職員との面談を積極的に行い、管理職のあり方、職員の目標設定等について明確にしていこうということで行っていたものであります。

どんな形になるかは分かりませんが、職員のレベルアップ、職員が少なくなればなるほどその分をカバーしていかなければなりませんので、当然そのことは検討していますし、載せていこうと考えております。

会長

今日いただきました3つの基本指針というのは、大きな3つの柱からなっているかと思います。説明がありましたような職員・組織、地域との協働、財政面からの補助金のあり方、大きな基本方針ということで委員の皆さんからもご意見いただきましたし、市長からもこれから行政改革大綱等を作っていくための大きな方針ということでの説明もありました。

ただ、この基本方針について、今回ここで良しとするには資料も足りませんし、お二人の委員の方も欠席しています。委員の方の意見を聞いていまして、全員が納得されたとは思えませんので、事務局に次回までに委員からお話のありました資料等を用意していただいて、次回もう少し具体的な話をしていくということで、今日は基本的な方向について理解したということまでで終了とさせていただきたいと思います。

事務局

今日委員から言われました資料等につきましては、先ほども申し上げましたように現時点では出せないものもありますが、整理をしてご用意させていただきます。

また、今日欠席されている委員の方もおられますので、今日出ました意見等についてまとめて、事前にお配りいたしますので、それを持ち寄って会議をしていただければと思っております。

9.その他

(1)名簿の公表について

行政改革推進委員名簿について、市報、ホームページ等での掲載を含め公表するということで了承されました。

(2) その他

会議録についても、会長の確認の後、公表させていただくことでも了承されました。

10. 次回の日程について

第2回行政改革推進委員会は10月9日(木)午後1時30分から市役所5階第5会議室で開催。

11. 閉会

会長

次回の会議では、諮問されました基本方針について、答申案をまとめるということになってくるかと思っておりますので、今日のような活発なご審議、建設的なご審議をお願いしまして、今日の会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(午後 3 : 20 閉会)

以上、第1回行政改革推進委員会会議録の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成 20年 10月 1日

会 長 小 川 勲 印